

笛吹市多目的芝生グラウンド整備
基本計画（案）

目次

1 多目的芝生グラウンド整備に係る基本計画の位置づけ及び施設整備の目的	1
1-1 基本計画の位置づけ	1
1-2 施設整備の目的	1
(1) スポーツ活動を通じた健康の増進	2
(2) スポーツに取り組む市民の拡大	2
(3) 子どもの体力向上	2
(4) 多様な競技への対応	2
(5) 地域資源を活かしたスポーツ・ツーリズムの振興	2
2 多目的芝生グラウンド整備における必要性の整理	3
2-1 国、県及び市における関連計画との関連性	3
2-2 山梨県内の自治体における芝生グラウンドの整備状況	3
2-3 市内の既存施設の利用状況	5
(1) 調査の目的	5
(2) 調査の対象	5
(3) 市内既存施設の利用状況のまとめ	6
2-4 スポーツ団体、観光事業者などへのニーズ調査	6
(1) ヒアリング	6
(2) 市内スポーツ団体アンケート	6
(3) スポーツ団体、観光事業者などへのニーズ調査のまとめ	7
2-5 多目的芝生グラウンド整備における必要性の整理（まとめ）	8
3 整備方針	9
4 多目的な利用	10
5 導入する施設等	11
5-1 導入する施設等の概要	11
5-2 導入する施設等の詳細	12
(1) 運動機能	12
(2) 便益機能	13
(3) 防災機能	14
(4) 付加機能	14
6 施設の規模	16
6-1 コートの規模	16
(1) ラグビー規格のコート	16
(2) サッカー規格のコート	17
6-2 駐車場台数の検討	17
7 施設整備計画	18
7-1 施設整備のイメージ	18
(1) 施設配置の基本的な考え方	18

(2) 動線計画の基本的な考え方.....	18
(3) 施設配置のイメージ.....	19
7-2 導入する芝生.....	23
8 整備候補地の選定.....	24
8-1 整備候補地選定の考え方.....	24
8-2 整備候補地選定の手順.....	25
8-3 整備候補地の想定エリアの抽出.....	26
8-4 整備候補地として望ましいエリアの選定.....	27
(1)選定に向けた評価の考え方.....	27
(2)整備候補地として望ましいエリアの選定.....	28
9 概算事業費の算出.....	29
9-1 施設整備費.....	29
9-2 維持管理費.....	30
10 交付金、補助金等について.....	31
11 民間活力（PPP/PFI）の活用について.....	33
11-1 民間活力（PPP/PFI）の手法の整理.....	33
12 想定する事業スケジュール.....	34

1 多目的芝生グラウンド整備に係る基本計画の位置づけ及び施設整備の目的

1-1 基本計画の位置づけ

本市では、第二次笛吹市総合計画における市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」として、その実現に向け施策の展開を図っており、スポーツ活動の推進については、市民が生涯にわたって、健康に生活できるよう、スポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活を送ることができるスポーツ活動の環境整備と機会の創出に取り組むこととしている。

このような中、芝生グラウンドの整備について、16 団体から 22 の要望書が提出されており、本市では、このように多くの団体から芝生グラウンドの整備についての要望があったことを重く受けとめ、スポーツ活動の推進を図るとともに、本市は、東京都心からほぼ 100km 圏に位置し石和・春日居温泉郷に多くの宿泊施設を有していることから、スポーツ・ツーリズムにも活用できるよう、整備に向けた基本計画の策定に着手することとした。

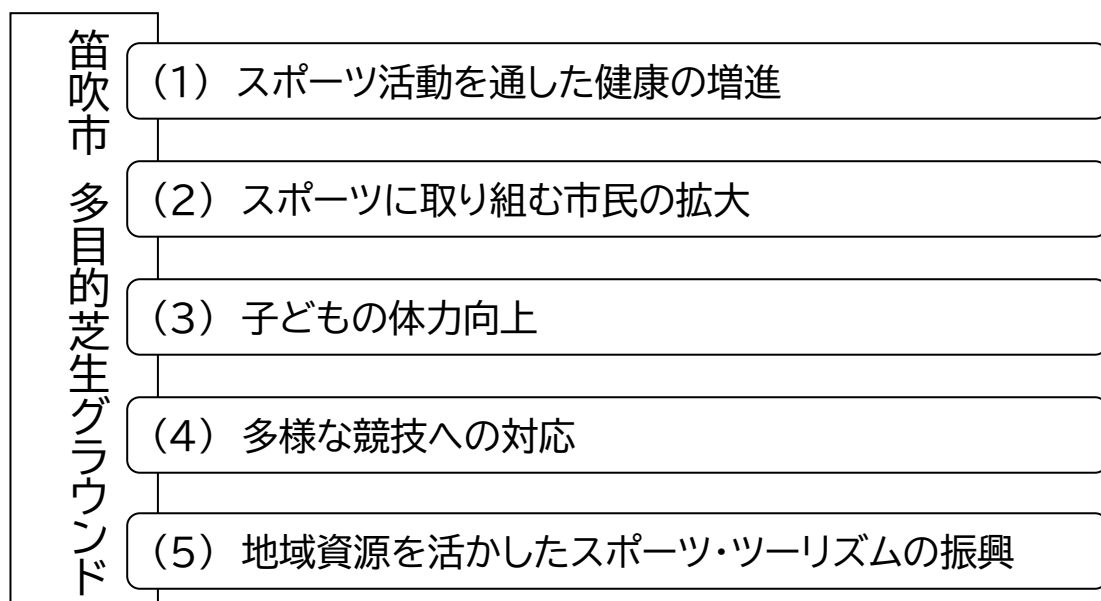
基本計画の策定に当たっては、グラウンド整備の必要性や課題などを整理した上で、整備方針、施設の規模や導入する機能、整備候補地の選定などについて検討することとしており、整備に向けた基本的な考え、いわゆる基本構想に相当する部分も含めた計画とする。

また、今後における整備に向けた設計業務にもつなげていくため、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。

1-2 施設整備の目的

多目的芝生グラウンドは、多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるように整備するとともに、スポーツと観光を融合させ地域経済への波及効果を目指す「スポーツ・ツーリズム」にも活用できるようにする。

具体的には、次のことを踏まえた施設整備とする。



(1) スポーツ活動を通じた健康の増進

スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠とされている。

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、市民の健康の増進を図るために、市民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備が求められている。

(2) スポーツに取り組む市民の拡大

社会体育施設を主に利用している市スポーツ協会及びスポーツ少年団の登録人数は、近年、減少傾向にある。

今後も、人口減少や少子高齢化に伴い、スポーツに取り組む市民の減少も見込まれることから、健康づくりのための運動から競技スポーツまで、多様化する市民ニーズに対応することなどにより、スポーツに取り組む市民の拡大に努める必要がある。

さらに、国が進める、中学校における運動部活動の地域への移行などにも対応できるスポーツ環境の整備が求められている。

(3) 子どもの体力向上

体力は、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものであり、子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながる。

本市では、令和元年度に行われた、小学校5年生及び中学校2年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、運動習慣や運動能力について、全国の値を下回っている項目があり、子どもの適度な運動習慣の確立とバランスの取れた体力の向上が求められている。

(4) 多様な競技への対応

合併した本市では、多くの社会体育施設を有しているが、グラウンド施設については、全てが土であり、芝生の上で行うことが望ましいとされるスポーツ競技に対応できていない。

そのため、多様なスポーツ競技で利用できるグラウンドの整備はもとより、競技力の向上に寄与する、質の高い施設の整備が求められている。

(5) 地域資源を活かしたスポーツ・ツーリズムの振興

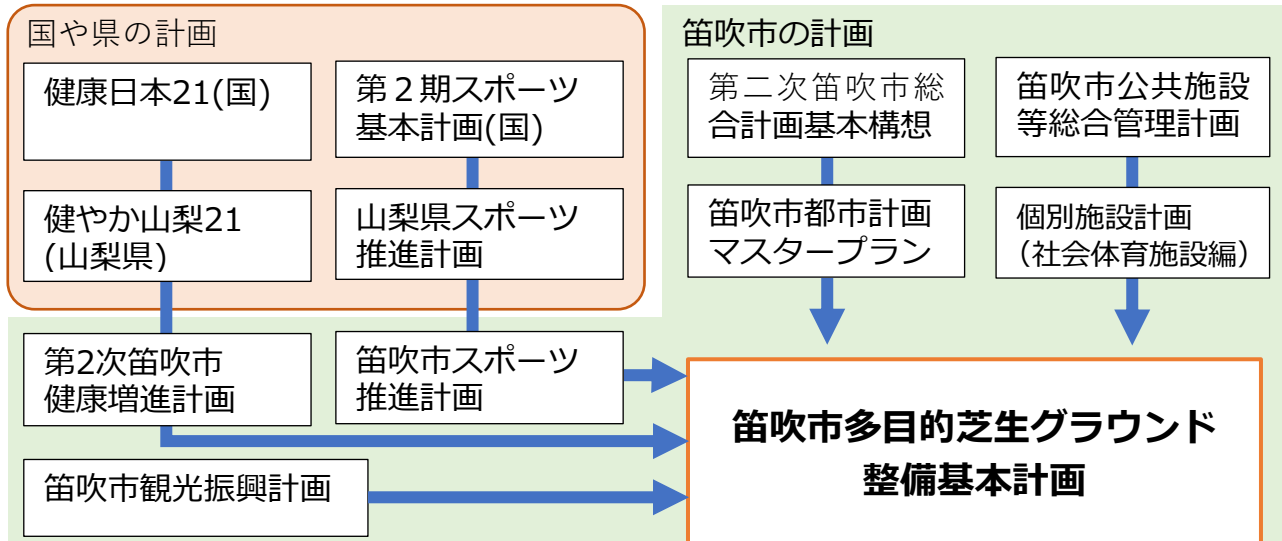
多目的芝生グラウンドの整備については、スポーツ競技はもちろんのこと、教育、福祉、行政区など多様な主体の行事やイベントなどの、市民利用のほか、大会や合宿練習の誘致など、地域経済への波及効果をもたらす「スポーツ・ツーリズム」にも活用していくことで、訪れた人に本市を知ってもらい、興味を持ち、住んでもらう、移住・定住のためのきっかけとしても、重要な役割が期待される。

2 多目的芝生グラウンド整備における必要性の整理

2-1 国、県及び市における関連計画との関連性

本計画の策定に当たり、健康増進やスポーツ推進、スポーツ・ツーリズムなどに係る、国、県及び市の関連計画との関係性を示す。

■ 国、県及び市の関連計画と本計画との関係性

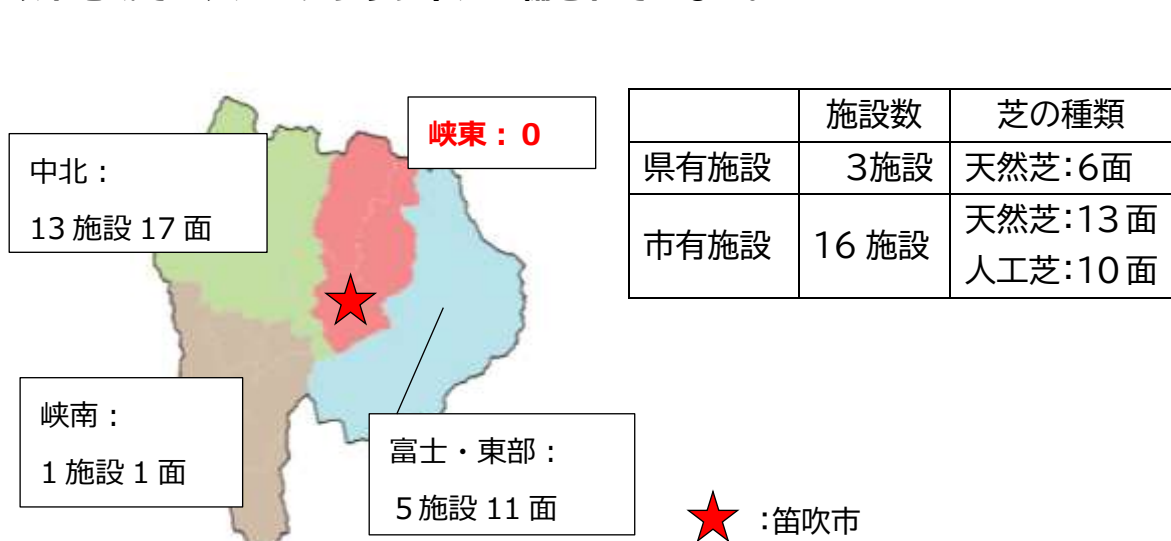


2-2 山梨県内の自治体における芝生グラウンドの整備状況

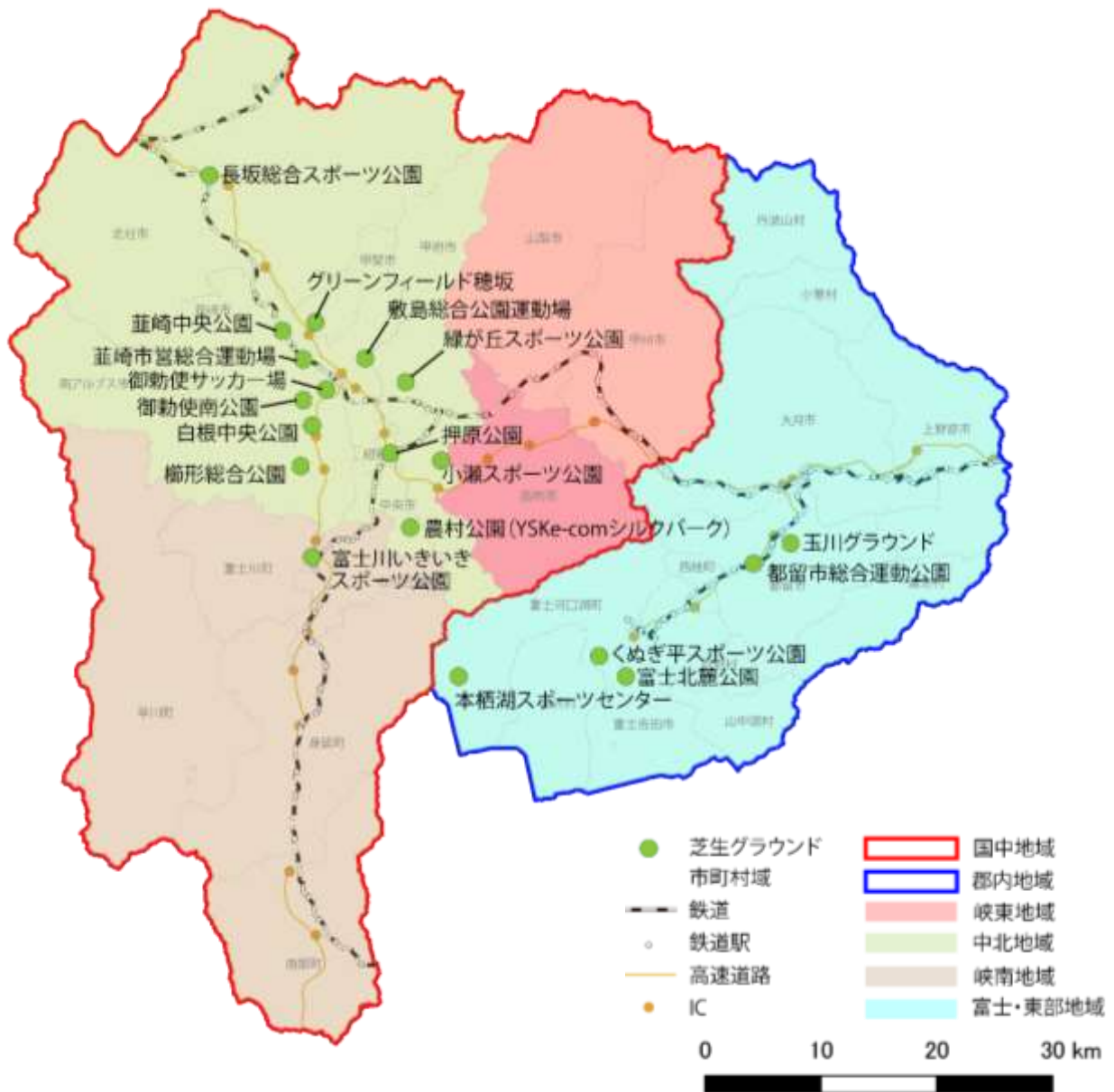
山梨県内の自治体では、19施設 29面の芝生グラウンドが整備され、地域別にみると、中北に13施設 17面、峡南に1施設 1面、富士・東部に5施設 11面が整備されているが、笛吹市、山梨市及び甲州市が属する峡東地域では芝生グラウンドは整備されていない。

1施設に3面以上のコートを持つ施設は、富士河口湖町のくぬぎ平スポーツ公園運動場だけで、天然芝2面、人工芝3面、合計5面あり、県内最大規模を誇る。

峡東地域では、芝生グラウンドが整備されていない。



■山梨県内の自治体における芝生グラウンド



●県内の芝生グラウンドの抽出方法

- ・山梨県及び県内27市町村のホームページに掲載されている公共施設のうち、社会体育施設、スポーツ・レクリエーション施設、公園施設等から抽出した。
- ・抽出に当たっては、ゲートボールコートやフットサルコートなどの規模の小さい施設や競技利用を対象としていない施設については、除外した。

2-3 市内の既存施設の利用状況

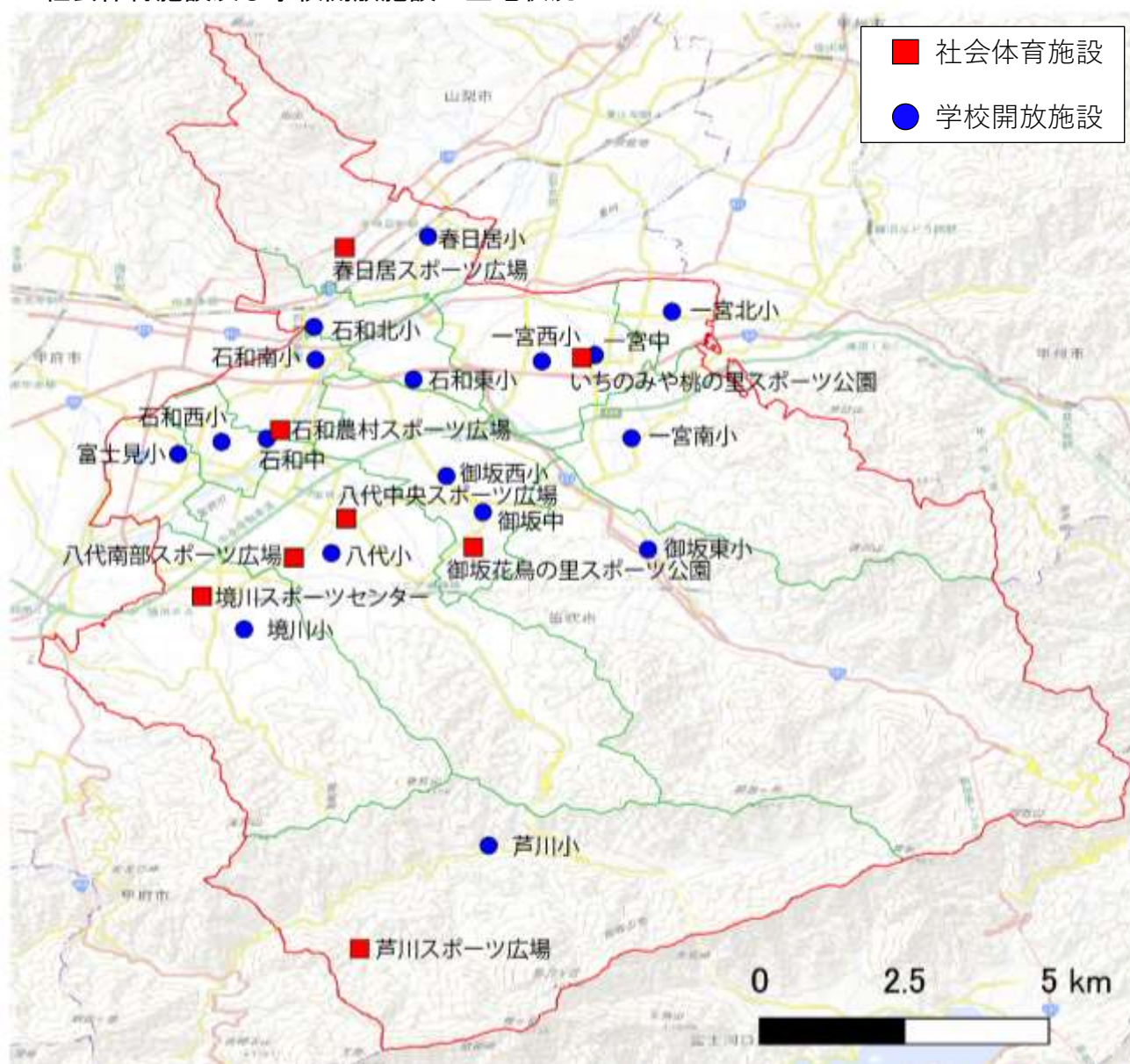
(1) 調査の目的

市内の既存グラウンドの利用状況を把握し、施設整備に対するニーズの把握などにつなげるため、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間に於ける、利用者の推移や各施設の稼働状況、利用競技の割合及び利用者の属性について調査を行った。

(2) 調査の対象

本市には、グラウンドの利用ができる社会体育施設 8 施設及び学校開放施設 17 施設があり、立地状況は次のとおりである。

■ 社会体育施設及び学校開放施設の立地状況



(3) 市内既存施設の利用状況のまとめ

利用者は全市的に減少傾向にある。

- ・社会体育施設は増減を繰り返し、横ばいの状態である。
- ・学校開放施設は平成28年度から全体的に、減少傾向にある。
- ・令和元年度及び令和2年度における、社会体育施設及び学校開放施設の利用者の減少は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じたことなどが影響していると考えられる。

利用競技はサッカー、野球、ソフトボール及びグラウンドゴルフが多い。

- ・社会体育施設は、野球、サッカー、ソフトボール及びグラウンドゴルフでの利用が多い。
- ・学校開放施設は、サッカー及び野球での利用が多く、施設ごとに利用競技が分かれている施設が多い。

稼働率は芦川地域を除き全市的に高い。

- ・社会体育施設の年間稼働率は、八代南部スポーツ広場と芦川スポーツ広場以外の6施設が、平日・休日ともに6割を超えている。時間帯別稼働率は、休日の9時から17時頃にかけて、継続的に5割を超える施設が5施設、そのうち9割を超える施設が2施設ある。
- ・学校開放施設の年間稼働率は、全17施設のうち、休日に6割を超える施設が6施設ある。時間帯別稼働率についても、休日の9時から17時頃にかけて、継続的に稼働が6割を超える施設が4施設ある。

2-4 スポーツ団体、観光事業者などへのニーズ調査

多目的芝生グラウンドの整備に際し、利用ニーズなどを把握するため、ヒアリング及びアンケート調査を実施した。

(1) ヒアリング

多目的芝生グラウンドの必要性の整理や整備方針の検討に活用するため、県や市のスポーツ協会、温泉旅館協同組合、旅行代理店、プロ及び社会人スポーツチームに対して、スポーツ・ツーリズムの推進や合宿利用のニーズなどについて、聞き取り調査を行った。また、各団体や事業者などの視点から見た多目的芝生グラウンドに求める機能や設備、立地などについても聞き取りを行った。

(2) 市内スポーツ団体アンケート

多目的芝生グラウンド整備に向けた具体的な施設の機能や設備、立地に関する検討に活かすため、市内の各競技協会（以下「各競技協会」という。）や各競技協会に加盟し、市内で活動する団体・スポーツ少年団などに対して、新たに多目的芝生グラウンドができた際の活用意向や施設の機能などに対する要望についてアンケート調査を行った。

(3) スポーツ団体、観光事業者などへのニーズ調査のまとめ

スポーツ少年団に加入している子供は、減少傾向。

- ・スポーツ少年団への加入率は減少傾向。
- ・一方で、複数のスポーツ競技に取り組んでいる子供もいる。

アクセスしやすく多くの市民が利用できる施設が望まれている。

- ・多目的芝生グラウンドの整備に求める要望として、コート数が多く一度に複数のチームが利用できる環境を求める意見が多かった。
- ・立地は市の幹線道路に面し、大きな駐車場を持つなど車での移動のしやすさ、また、市民が利用しやすいよう市の中央部への立地を求める意見があった。

プロスポーツチーム等の定期的な利用の可能性はある。

- ・プロサッカーチームにおけるジュニアチームの練習場が不足しており、定期的な練習場として利用意向がある。
- ・ラグビーチームは定期的な練習場として利用意向がある。

既存のニーズがある競技の練習環境に対応できていない。

- ・既存施設は、サッカー、野球、ソフトボール及びグラウンドゴルフでの利用が多いが、市内のグラウンドは全て土で、芝生の上が望ましいとされる競技に対応できていないため、芝生環境の整備が求められている。
- ・陸上競技場や野球場の整備ができていないことも課題。

各競技協会などからは大会開催が可能な施設が望まれている。

- ・各競技協会や加盟団体等の8割以上で、多目的芝生グラウンドを利用したいとの意見であった。
- ・大会の会場としても利用可能な施設が望まれ、各競技協会からは県や関東大会の予選会場としての利用の可能性を挙げられた。

大規模大会で利用される規模の施設は、県内でも整備済み。

- ・富士河口湖町のくぬぎ平スポーツ公園では、芝生グラウンドが5面あり、令和3年度に全国中学校サッカー大会を開催。
- ・大きな大会などではメイン会場を小瀬スポーツ公園とし、そのサブ会場としての利用などが考えられる。
- ・大会の誘致には、グラウンドが3面から4面くらいほしい。

合宿や大会開催によるスポーツ・ツーリズム促進の可能性はある。

- ・東京都心から約100km圏とアクセスがよく、県内での立地もよいため、大会での利用以外に、通常の練習利用も期待される。
- ・温泉などの観光資源は、合宿誘致の上で強みになる。

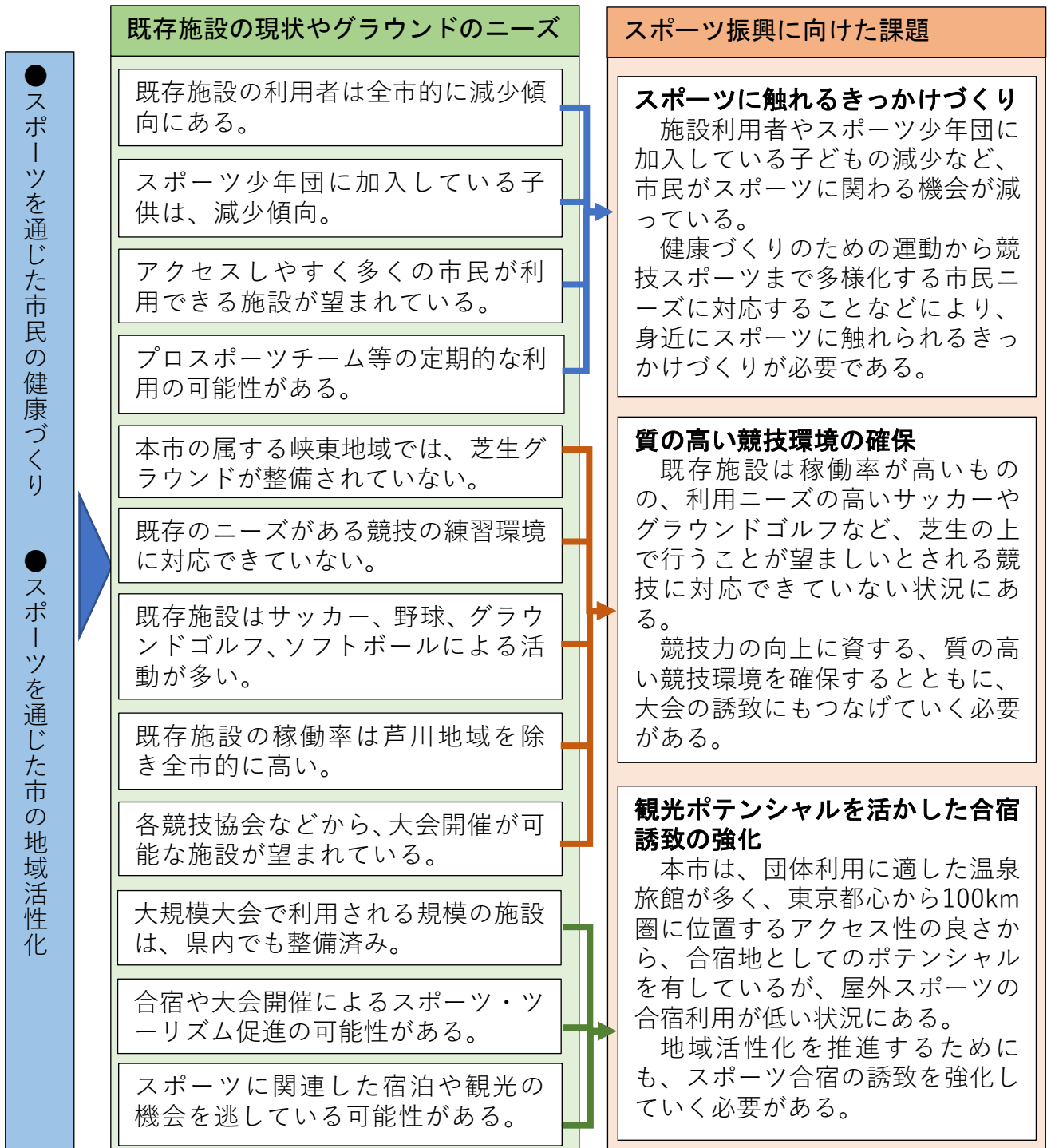
スポーツに関連した宿泊や観光の機会を逃している可能性がある。

- ・スポーツ・ツーリズムについて、旅館組合として取り組んでいることはなく、ホテルや旅館が個別にプランなどを提供。
- ・本市では、合宿利用の実績としては、屋内競技や音楽に関係する合宿などが多い。現在のグラウンド施設は魅力が乏しいため、サッカーの合宿利用が多いという印象はない。

2-5 多目的芝生グラウンド整備における必要性の整理（まとめ）

多目的芝生グラウンド整備における必要性について、「2-1 関連計画との関係性」から「2-4 スポーツ団体、観光事業者などへのニーズ調査」までにおいて、調査検討したことを踏まえ、次のとおり整理する。

多目的芝生グラウンドの整備については、多様化する市民ニーズへの対応や質の高い競技環境の確保、大会・合宿練習の誘致などに大きな役割が期待され、複数面の整備が求められる。また、多目的芝生グラウンドの整備に伴い、既存グラウンドとの利用のすみわけがされ、現在、高い利用状況にある既存のグラウンドも、利用しやすくなることが期待される。一方で、既存施設は、十分な敷地規模を有する施設が少なく、住宅が近接するなど、敷地の拡大が難しいことや敷地の拡大が可能であっても、市民が利用しやすい場所に立地していないことなどから、活用は難しい。



3 整備方針

施設整備の目的及び多目的芝生グラウンド整備における必要性の整理から、笛吹市多目的芝生グラウンド（以下「本施設」という。）の整備理念及び整備方針を、次のとおりとする。

■本施設の整備理念及び整備方針

整備理念

地域づくり・まちづくりの核として、市全体でスポーツ活動の推進や地域活性化を目指す

整備方針

健康づくりから競技スポーツまで多様な市民ニーズに対応した施設整備

- ・市民の心身の健康づくり、体力向上に資することで、生きがいの創出と交流の場となる施設
- ・「する」スポーツだけでなく、「みる」「支える」といった様々な関わり方でスポーツを楽しむ人を増やし、地域に根差したスポーツ文化の醸成につながる施設
- ・次世代を担う子どもたちの体力向上、健全な成長に資するとともに中学校における運動部活動の地域への移行などにも対応できる施設
- ・普段の練習の場とするとともに、夢や目標を持ち、それを実現しようとする市民の競技力向上に寄与する、質の高い施設

スポーツを通じた地域の活性化につながる施設整備

- ・大会の開催やスポーツ合宿の誘致などのスポーツ・ツーリズムにも活用することで、地域の活性化に資する施設
- ・スポーツ・ツーリズムを通じた地域資源の有効活用、交流人口の拡大、地域の新たな価値の創出につながる施設

利用しやすく、安全で安心な施設整備

- ・本施設での競技の利用だけでなく、教育、福祉、行政区など多様な主体の行事やイベントなどでも活用できる施設
- ・子ども、高齢者、障がい者など、だれもが安心して利用できる、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設
- ・災害時の一時的な避難場所などとしても活用できる施設

4 多目的な利用

本施設は、多目的な利用ができるように整備することとしている。

まず、市民のスポーツ利用については、各団体からの整備要望、既存施設の利用状況、スポーツ団体や観光事業者などに対するニーズ調査の結果、芝生グラウンドにおける競技の親和性を踏まえ、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ターゲットバードゴルフ、フライングディスク、ブラインドサッカーなどを想定する。これらのスポーツ利用については、普段の練習の場としての利用のほか、各競技協会などが主催する市レベルの身近な大会、中高生による県レベルの大会などが考えられる。

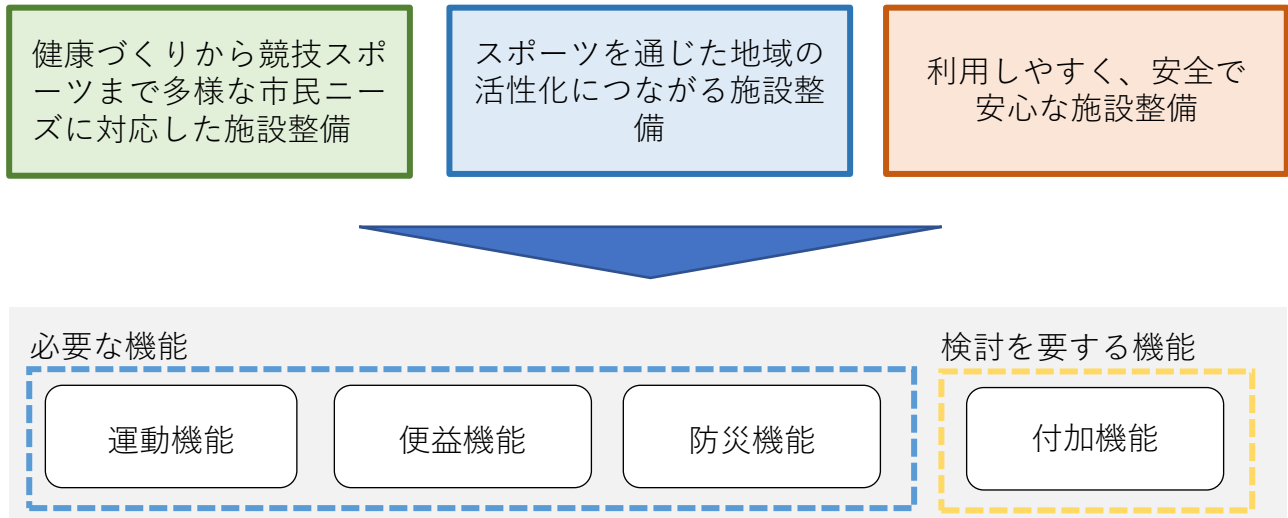
次に、市民のスポーツ以外の利用については、学校行事や保育活動、行政区の運動会など、多様な主体による行事やイベントでの利用も想定する。

さらに、県内で行われる関東大会など広域的な大会の会場の一つとしての利用や合宿利用など、スポーツ・ツーリズムにも活用する。

5 導入する施設等

5-1 導入する施設等の概要

本施設の整備方針や多目的な利用を踏まえ、導入する施設や設備は、次のとおりとする。



■ 必要な機能及び具体的な施設・設備の概要

必要な機能等		具体的な施設・設備
運動機能	市民の体力や競技力の向上に必要な質の高い施設など	○多目的芝生グラウンド ○夜間照明設備 ○休憩スペース
便益機能	施設の利用貸出や維持管理、利用者や利用団体が行う会議や研修のほか、施設の利用に必要な設備など	○事務室 ○会議室・研修室 ○更衣室、シャワー室、トイレ ○倉庫 ○駐車場、駐輪場
防災機能	災害時の一時的な避難場所としての活用に必要な施設など	○防災備蓄倉庫
検討している機能		具体的な施設・設備
付加機能	健康づくりや生きがいづくりなどにも利用でき、さらには、施設の魅力向上につながる機能	具体的な施設や設備、それらの整備の方向性については、5-2導入する施設等の詳細、(4)付加機能のとおりとする。

5-2 導入する施設等の詳細

(1) 運動機能

ア 多目的芝生グラウンド

サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、ゲートボールなど、多様なスポーツに対応した芝生グラウンドを整備する。



参考資料 8 参照

(ア) コートの面数

本施設に必要となるコートの面数は、対象競技として想定している各競技協会加盟団体等の練習利用のほか、大会開催や合宿での利用について検討した。練習利用に必要な面数は、まず、既存グラウンドにおける利用団体の活動状況から、団体のその活動全てが多目的芝生グラウンドで行われると仮定した場合、3面が必要になると試算した。

次に、既存グラウンドの利用団体以外の利用として、市内の中学校や高校などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、国が中学校における運動部活動の地域への移行を進めており、部活動などでの利用ニーズがさらに高まること、既存グラウンドの利用がなかったラグビー協会などからも多目的芝生グラウンド整備の要望があり、整備後の利用が見込まれることを踏まえ、練習利用に必要な面数は3面が最適とした。

大会開催や合宿での利用については、スポーツ協会や旅行代理店などに対して行ったヒアリングから、大会の効率化や試合を待つチームのウォーミングアップ等に利用する空間の確保、合宿利用は複数チームが集まって試合を行う形式のものにニーズがあることなどから、2面以上のコートが必要との回答が得られた。

一方、4面以上のコートを整備した場合、現状における各競技協会加盟団体等の既存施設の利用頻度を大きく上回ることとなり、施設整備の規模が過剰になることも考えられる。

以上のことから、多くの市民が利用し、大会の開催や合宿の誘致などにも対応できる施設とするため、コートの面数は3面とする。

(イ) コートの形態及び構成

芝生グラウンドの利用ニーズ、多様な種目への対応、大会などでの利用などを考慮し、ラグビー規格のコート1面、サッカー規格のコート2面を基本構成とする。

(ウ) コートの配置

コートは、競技中に利用者が太陽光を直視しないで済む方向に設置することが望ましいとされているため、コートの配置は、長辺を南北方向に設置することを基本として、整備候補地に合わせて検討する。

また、効率的な維持管理のため、各コートを隣接して配置することを基本とする。

イ 夜間照明設備

市民の多様なライフスタイルに合わせて、夜間もスポーツを楽しめる環境を整えるために「夜間照明設備」を設ける。また、夜間照明設備については大会の開催にも対応する設備とする。

ウ 休憩スペース

多目的芝生グラウンド利用者の熱中症や日射病対策として、日陰をつくる屋根のついた東屋などの「休憩スペース」を設置する。

エ 屋外トイレ

屋外にもトイレを整備することとし、通常のトイレのほかに、高齢者や障がい者なども利用しやすいよう「多目的トイレ」を設置する。

(2) 便益機能

ア クラブハウス

施設の利用貸出や維持管理を行うとともに、利用者や利用団体が行う会議などにも利用でき、さらに、快適に施設を利用できるための機能を集約したクラブハウスを設ける。クラブハウスには次の設備を設置し、高齢者や障がい者なども利用しやすいようバリアフリーに配慮した施設とする。

(ア) 事務室

本施設の利用貸出の受付や、維持管理を行うための職員が常駐する「事務室」を、施設利用者が利用しやすい場所に設置する。

(イ) 会議・研修室

通常利用時には、利用するスポーツ団体の会議や講習会、ヨガやストレッチなどの軽運動の場として多目的に活用するとともに、大会開催時には、運営者の本部や選手の控室など様々な用途で利用可能な「会議・研修室」を設置する。

(ウ) 更衣室・シャワールーム・トイレ

練習での利用や大会開催時などにも、利用者が快適に利用できるよう「更衣室」や「シャワールーム」を設置するとともに、通常のトイレのほかに、高齢者や障がい者なども利用しやすいよう「多目的トイレ」を設置する。

イ 倉庫

多様な競技での利用に必要な競技用具や練習用器具に加え、大会やイベントなどでの使用する器具などを収納するための、「倉庫」を設置する。

ウ 駐車場・駐輪場

(ア) 駐車場

「駐車場」については、自家用車のほか、大会の開催や合宿利用に際して、利用者が大型バスなどで訪れることが想定されるため、大型バスなどの駐車スペースも設ける。

(イ) 駐輪場

小学生や中学生、高校生などの利用も多く見込まれるため、「駐輪場」を設ける。

(3) 防災機能

災害時には、一時的な避難場所などとしての活用も見込まれることから、防災機能の備えについても検討する。

(4) 付加機能

具体的な施設や設備に係る整備の方向性は、次のとおりとする。

具体的な施設や設備	整備の方向性
ジョギングコース	コート周囲を利用したジョギングコースなどの整備を検討する。
軽運動ができるホール	クラブハウス内に整備する会議室や研修室を利用して、軽運動などができるよう、基本設計の段階で検討する。
保健室(救護室)	専用室は備えず、クラブハウス内の会議室などを利用することとし、けが人や急病人の一時的な静養などに対応できるよう、必要な備品などを備える。
地域の人たちと交流できるスペースや飲食ができるスペース	市外からの施設利用者と地域の人が交流する機会などで使用するスペースについては、クラブハウス内の会議室や研修室の利用を前提とする。 飲食は屋外を前提とし、クラブハウス内で飲食を可能とするスペースは、基本設計の段階で検討する。
観戦スペース	大会の開催時や練習での利用時にも、観戦や見学があると見込まれるため、観戦などが可能なスペースを整備する。設置するコートや必要となる

	面積を考慮しながら、詳細は基本設計の段階で検討する。
電光掲示板	全国大会などで求められる大型の電光掲示板は整備せず、利用想定に応じた設備を整備する。
コートを仕切るネット	施設配置、コート間の近接度合いを踏まえ、必要に応じて防球ネットを整備する。
子どもたちが遊べる場所	子どもたちが遊べる場所については、市内における他の施設での整備状況、整備候補地の面積、形状などを踏まえ、基本設計の段階で検討する。
3人制バスケットボールやスケートボードなど「新たなスポーツ」に対応した施設	年齢を問わず多くの市民が多様なスポーツを楽しんでもらえるよう、新たなスポーツに対応した施設を整備する。

6 施設の規模

本施設におけるコート及び駐車場の必要台数については、次のとおりとする。

6-1 コートの規模

ラグビー規格のコート及びサッカー規格のコートの規模については、次のとおりとする。

(1) ラグビー規格のコート

ラグビー規格のコートの競技区域は、日本ラグビーフットボール協会が定める競技規則を踏まえ、長さ144m、幅70mを最大とする。ただし、整備候補地の状況を踏まえて、設定する。

周辺区域については、競技時の安全性を確保するため、競技区域の長さと同幅の両側に5m以上確保することを基本とする。

■ 競技規則によるコートの規模

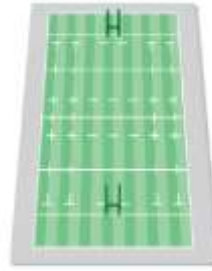
	フィールドオブプレーの長さ	インゴールの長さ	競技区域の長さ	幅
最大	100m	22m	144m	70m
最小	94m	6m	106m	68m
周辺区域	5m以上確保することを基本とする			



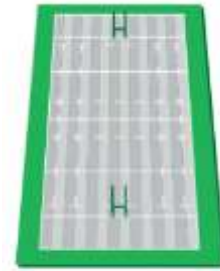
フィールドオブプレー



インゴール



競技区域



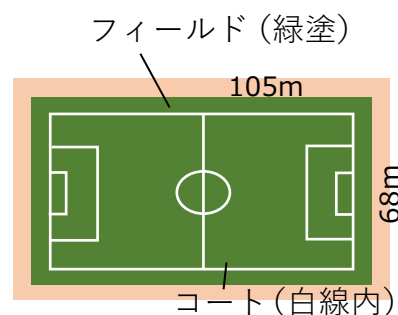
周辺区域

(2) サッカー規格のコート

サッカーでは、コートとフィールドという範囲があり、財団法人日本サッカー協会（JFA）がサッカースタジアムの建設・改修に当たってのガイドラインとして定めた「スタジアム標準」を踏まえ、コートの大きさは、JFAの主催する大会と同様の大きさとなる105m×68mとする。ただし、整備候補地の状況を踏まえて、設定する。

フィールドについては、競技時の安全性を確保するため、コート外側の周辺区域に、コートの長さと同幅の両辺に5m以上確保することを基本とする。

■コート・フィールドの範囲



6-2 駐車場台数の検討

駐車場の必要台数は、練習利用や大会利用の利用者数を想定するとともに、県内における既存のグラウンド、運動公園などの駐車場台数を参考とした。

施設の利用者の8割が自動車を利用すると仮定すると、日常の練習利用で最大240台程度、休日などに行う大会利用では最大480台程度と想定される。

市内の既存グラウンドや県内の運動公園などの駐車場台数を見ると、複数面のグラウンドを保有している施設では、200～300台程度となっている。

大会利用時に想定される自動車の数と同じだけ駐車場台数を確保しようとする、利便性は高まるものの、整備に必要な土地の取得面積が増え、施設整備に係る費用が高くなるため、本施設の駐車場の必要台数は、200～300台を基本として整備候補地の面積を踏まえて設定する。

また、大会の開催や合宿利用に際して、利用者が大型バスなどで訪れることが想定されるため、大型バスなどの駐車スペースも設ける。

■駐車場の必要台数

	利用者数の想定 (同時利用時)	自動車台数の 想定	駐車場の 必要台数
日常の練習利用時	2面利用時： 約200人	約160台	200～ 300台
	3面利用時： 約300人	約240台	
休日などにおける大会利用時	3面利用時： 約600人	約480台	

7 施設整備計画

7-1 施設整備のイメージ

施設配置は、次のとおりとする。

- ※ 施設配置は、整備候補地の面積・形状、接道条件等の影響を大きく受けるため、具体的な整備候補地が決まっていない現時点では、基本的な配置や動線計画の考え方を反映した、施設配置のイメージとして示す。

(1) 施設配置の基本的な考え方

施設配置は、次に留意して行う。

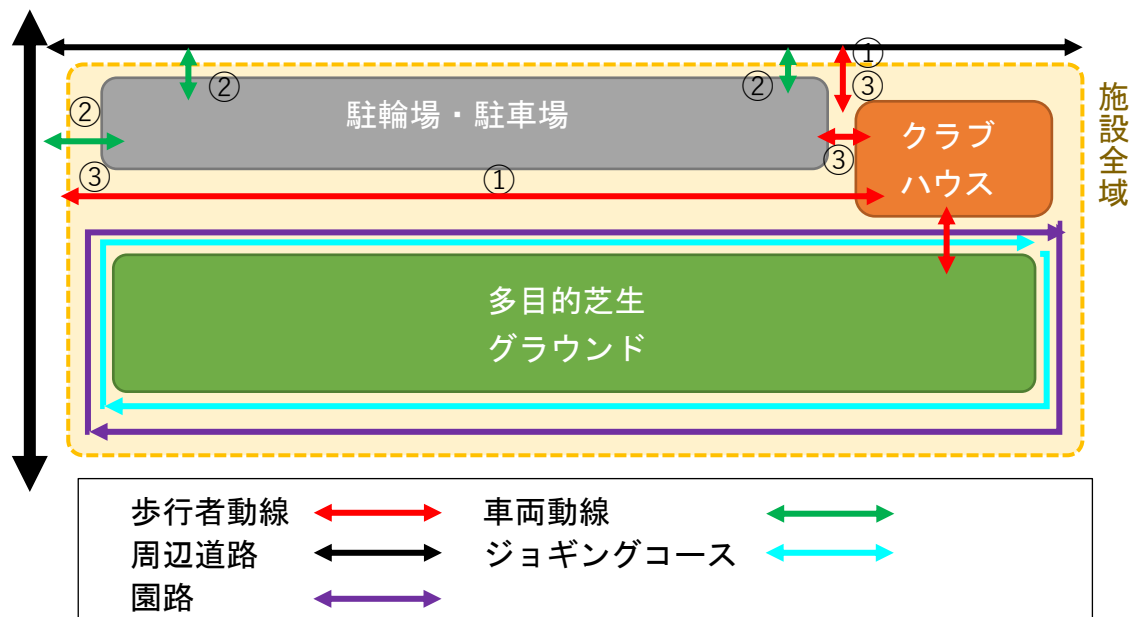
- ・本施設は、敷地の大きさや形状などに合わせつつ、各コートを隣接した配置とする。また、幹線道路からも練習や試合の様子が伺え、自動車で往来する人などにも、本施設の存在をアピールできる配置とする。
- ・多目的芝生グラウンドで、利用を想定する競技の特性を踏まえ、コートは原則として長辺が南北方向となるように配置する。
- ・クラブハウスは施設の利便性を考え、コート、駐車場、駐輪場、ジョギングコースなどから近い場所に配置する。
- ・アクセス性の良い施設とするため、駐車場は幹線道路に近い位置に配置する。
- ・ジョギングコースは、コートの外周など、敷地の余剰部分を利用した配置とする。

(2) 動線計画の基本的な考え方

施設の動線計画は、次に留意して行う。

- ・自動車と歩行者の動線を分け、歩行者の安全性を確保する。
- ・主要な出入口の他に、渋滞緩和や災害時の避難路として複数の出入口を設ける。
- ・歩行者の出入口は施設内に複数箇所設け、多方面からの進入を可能とする。

■施設配置及び動線計画の考え方を踏まえたイメージ



(3) 施設配置のイメージ

- ア 仮に、敷地が平坦で幹線道路に面した土地であるものとして検討した。
- イ 日常におけるスポーツ競技での利用の他に、学校行事や地域のイベントなどでの利用を想定すると、複数のコートを隣接し配置することで、より多目的な利用が可能となる。
- ウ 一方、複数のコートを隣接し配置すると、競技利用の際、他のコートへボールが飛び込み、競技に支障が生じることも想定されるため、コート間に一定のスペースを設けた配置が望ましいと考えられる。

■施設配置の前提条件

	規模	
多目的芝生グラウンド	ラグビー規格のコート  長さ144m×幅70m 周辺区域5m	サッカー規格のコート  長さ105×幅68m 周辺区域5m
駐車場	9,000㎡程度（一般300台、大型バス6台が駐車できる規模）	
ジョギングコース	幅員3m程度	
クラブハウス	延べ床面積400㎡程度	

本施設は、コート3面、駐車場などを整備するほか、ジョギングコースなどの整備も検討している。

今後、整備候補地の選定を行う中で、必ずしも整形地を選定できるとは限らず、そのような中でも、各々の施設や設備を柔軟に配置して整備するためには、本施設の施設整備には5ha以上の面積が必要になると見込まれる。

■各機能の必要面積

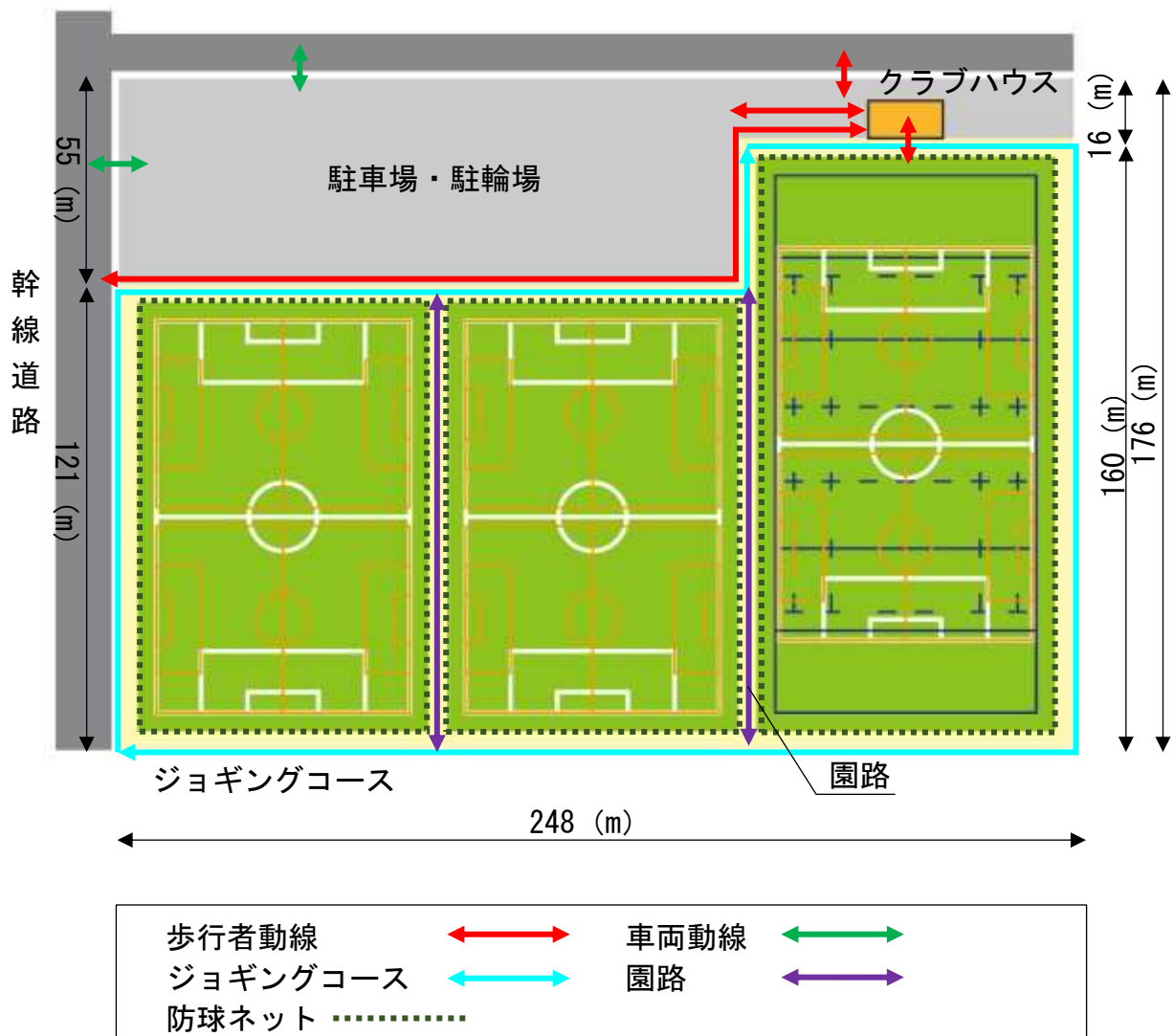
	概算面積 (㎡)	備考
多目的芝生グラウンド	30,000	ラグビー規格のコート 154m×80m×1面分、 サッカー規格のコート 115m×78m×2面分
駐車場	9,000	
ジョギングコース	3,000	3面のコート外周に、幅3mとする場合
クラブハウス、園路、植栽、倉庫など	10,000	公共施設の緑地基準については、県の環境緑化条例で、施設整備面積の20%以上を努力義務とされていることを踏まえる。
合計	52,000	

ア～ウを踏まえ、施設配置のイメージとして、次のとおり3つのパターンを想定する。

① **パターンA** [すべてのコートを一画面ずつ単独で整備]

- メリット : 複数のコートを同時に利用した場合でも他の利用者と干渉しない。
コートごとに、芝生の品質などを変えることが容易にできる。
- デメリット : 他のパターンと比較して、競技以外での多目的利用の幅が狭い。
管理用通路が必要となり整備面積が増えるとともに、防球ネットなどの整備も必要となるため、最も整備コストが高くなる。

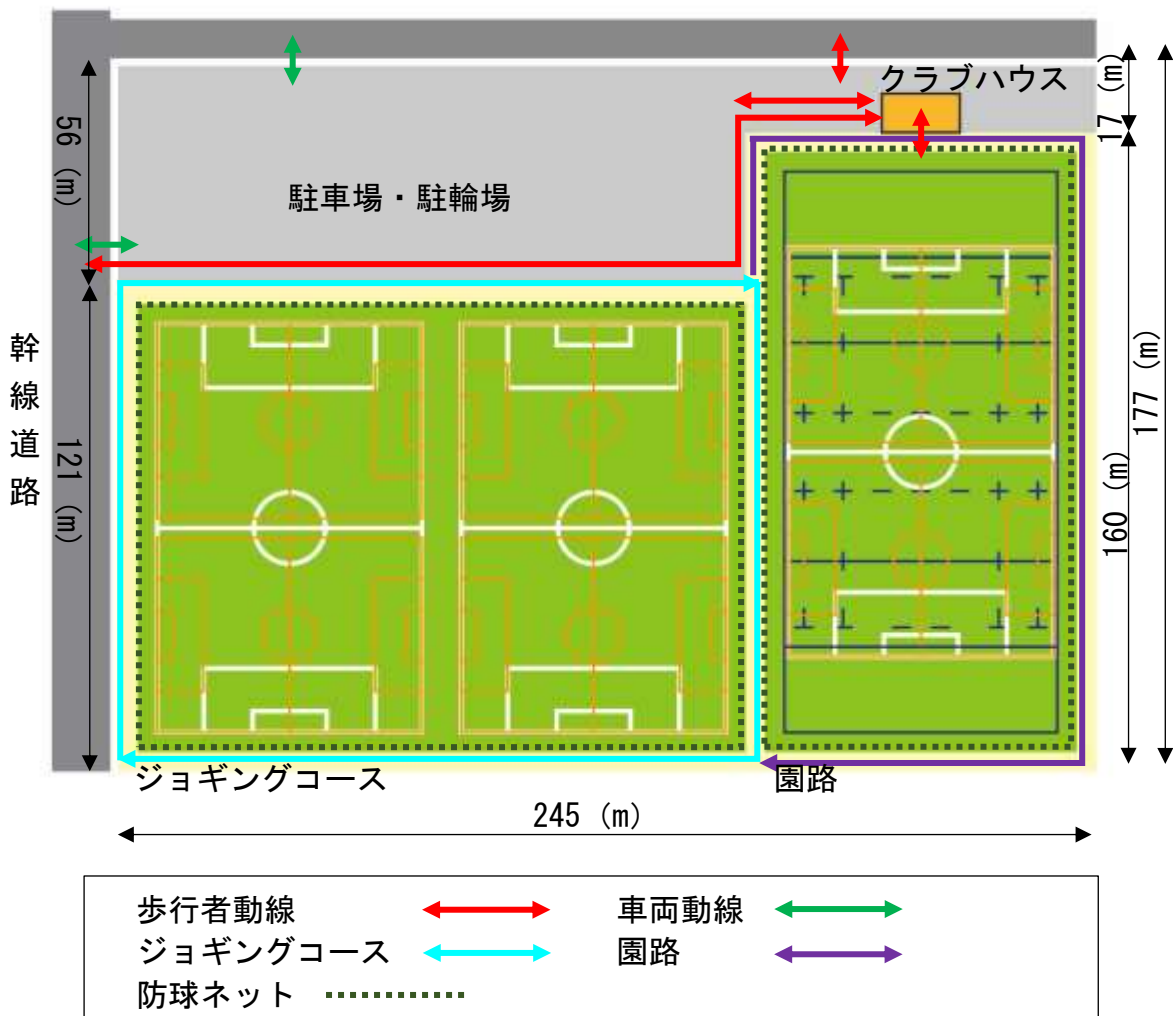
■ **パターンAの施設配置イメージ**



② パターンB [1面を単独、2面を一体で配置した整備]

- メリット : メインコートでは、他の利用者との干渉がない。
 メインコートとサブコートで、芝生の品質などを変えることができる。
 サブコートでは2面を一体とした利用もできるため、競技利用に限らず、イベントなど、より多目的な利用がしやすい。
- デメリット : サブコートを同時利用する場合、他の利用者との干渉が生じる可能性がある。
 メインコートとサブコートで、芝生の品質などに差を設ける場合、利用頻度の偏りが生じる可能性がある。

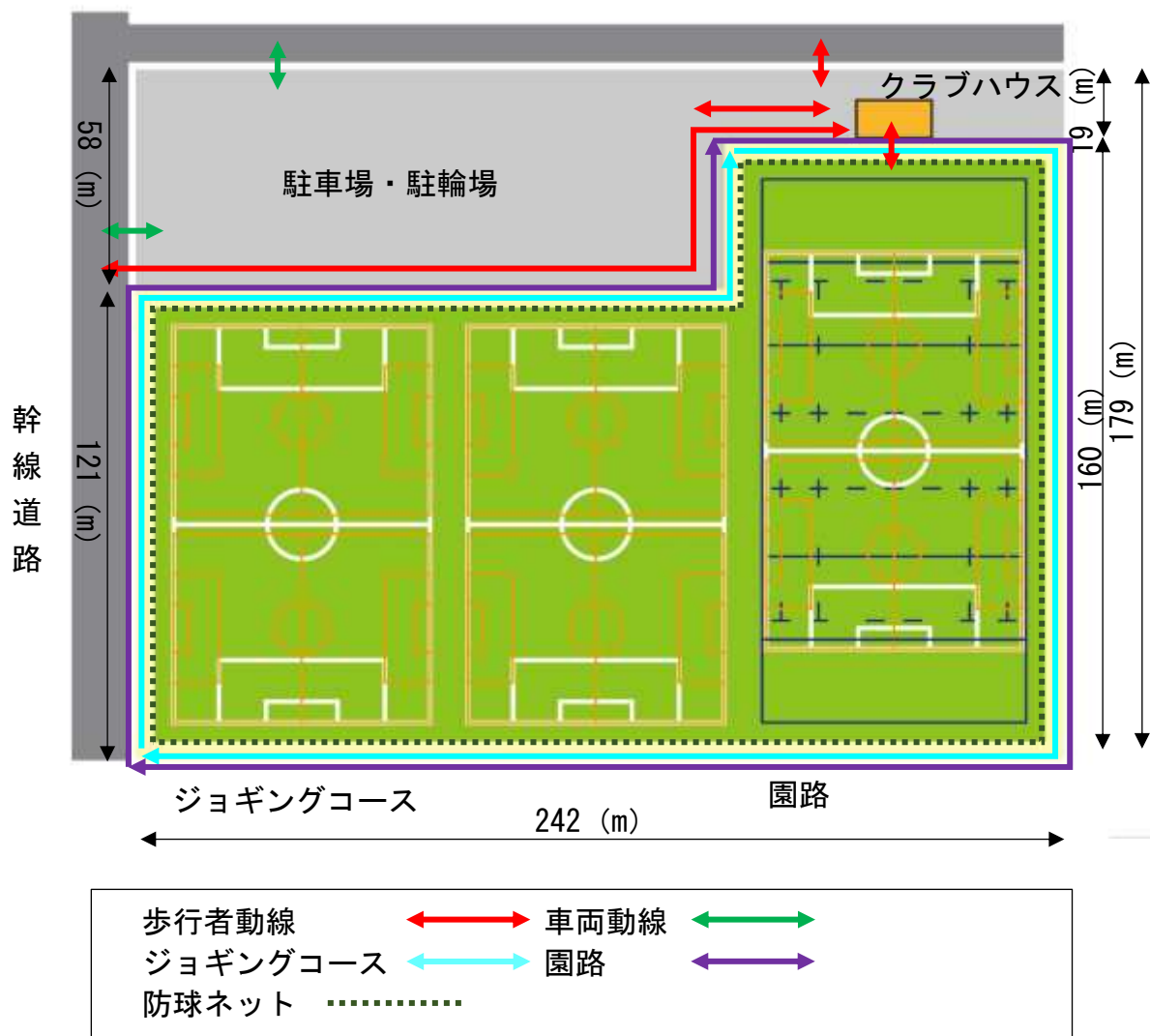
■パターンBの施設配置イメージ



③ パターンC [コート3面を一体で配置した整備]

- メリット : 連続した効率的な施設配置が可能となる。
 全てのコートを一括として利用することもできるため、イベントなど、最も多目的な利用がしやすい。
 管理用通路などが不要であるため、整備面積を少なくすむとともに、防球ネットなどの整備も不要となるため、最も整備コストが低く抑えることができる。
- デメリット : コート同士が分けられていないため、複数コートを同時利用する際に、他の利用者との干渉が最も大きくなる。
 コートごとに、芝生の品質などを変えることが難しい。

■パターンCの施設配置イメージ



7-2 導入する芝生

多目的芝生グラウンドに導入する芝生については、整備目的や利用面、管理面、コスト面等から、**人工芝**を導入する。

人工芝の特性など

利用面では、近年改良が進み、天然芝に近い安全性と使用感を得られるようになり、日本サッカー協会や日本ラグビー協会なども、整備を推奨している。また、芝生の養生期間などが不要のため、年間を通した利用が可能。

管理面では、高い耐久性を備え、手間も少ない。

コスト面では、整備費は高額だが、年間の維持管理費は一番安価。整備費及び維持管理費を含めると、最も安価となる。

利用状況などについては、市民の練習利用やプロスポーツチームの練習、一定規模の大会開催など、幅広く利用されている。

8 整備候補地の選定

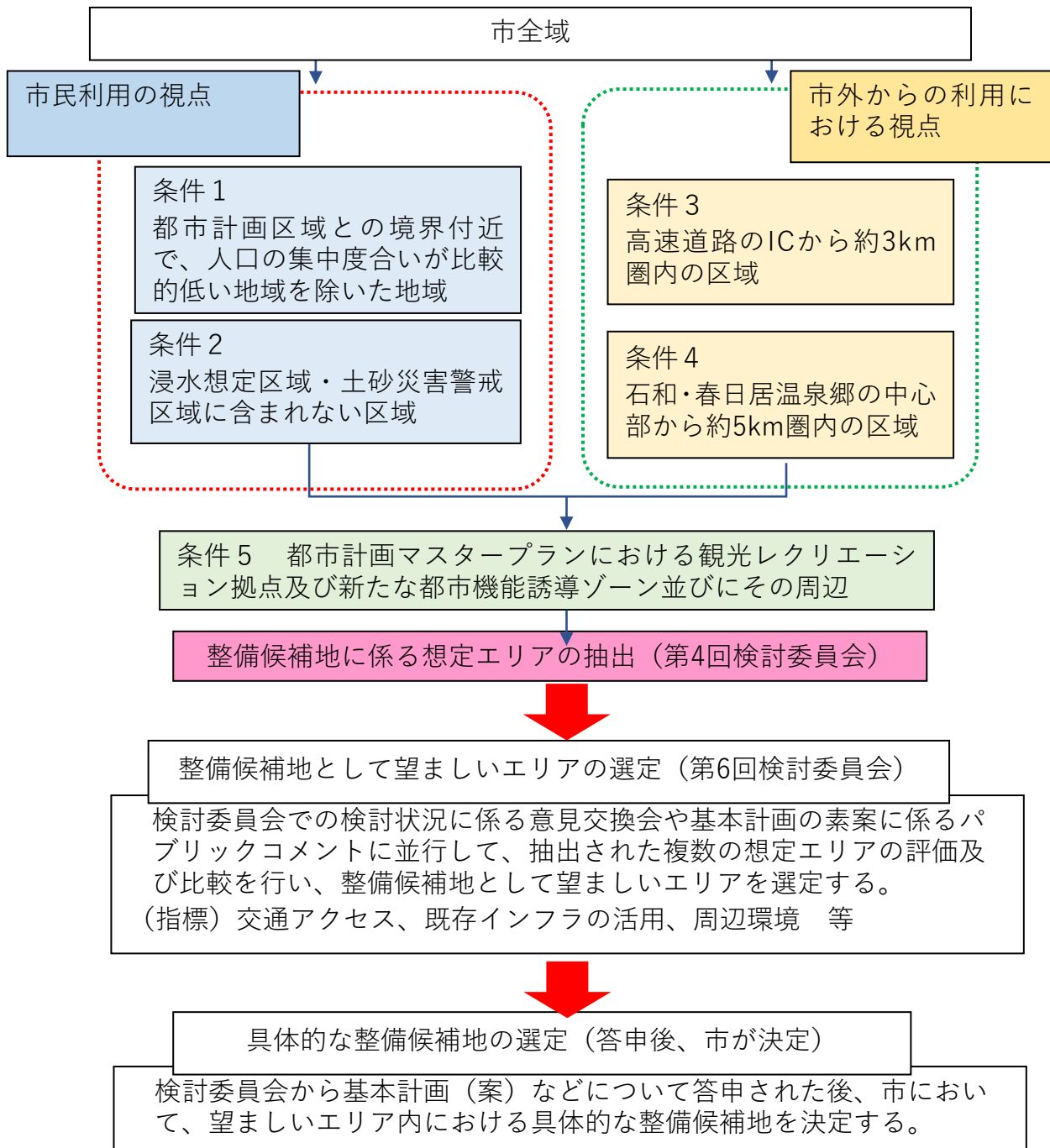
8-1 整備候補地選定の考え方

整備候補地選定の考え方及び進め方は、次のとおりとする。

- ・既存施設は、十分な施設規模を有する施設が少なく、本施設の整備に必要な規模の用地を確保しようとしても、住宅が近接し、敷地の拡大が難しいことや敷地の拡大が可能であっても、市民が利用しやすい場所に立地していない状況にある。
- ・これまで検討を行ってきた、本施設に必要な施設や設備を柔軟に配置するには、約5ha以上の一団の土地の確保が必要となると見込まれる。また、整備に必要な費用の抑制とともに用地確保のしやすさなどを踏まえ、宅地以外の土地で、市有地や未利用地なども活用しながら、整備候補地を選定する必要がある。
- ・整備候補地の想定エリアは、市民及び市外からの利用、両者の視点をもって抽出する。また、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた都市づくりの方向性を示す笛吹市都市計画マスタープランで位置づけられた「拠点」との整合性も図りながら、整備候補地の想定エリアを複数抽出する。
- ・抽出した整備候補地の想定エリアの中から、整備候補地として望ましいエリアを選定する。そのため、指標を設定し、想定エリアごとに評価、比較を行う。
- ・望ましいエリア内での「具体的な整備候補地」については、市に基本計画（案）として答申した後に、基本計画を策定する中で市が決定する。

8-2 整備候補地選定の手順

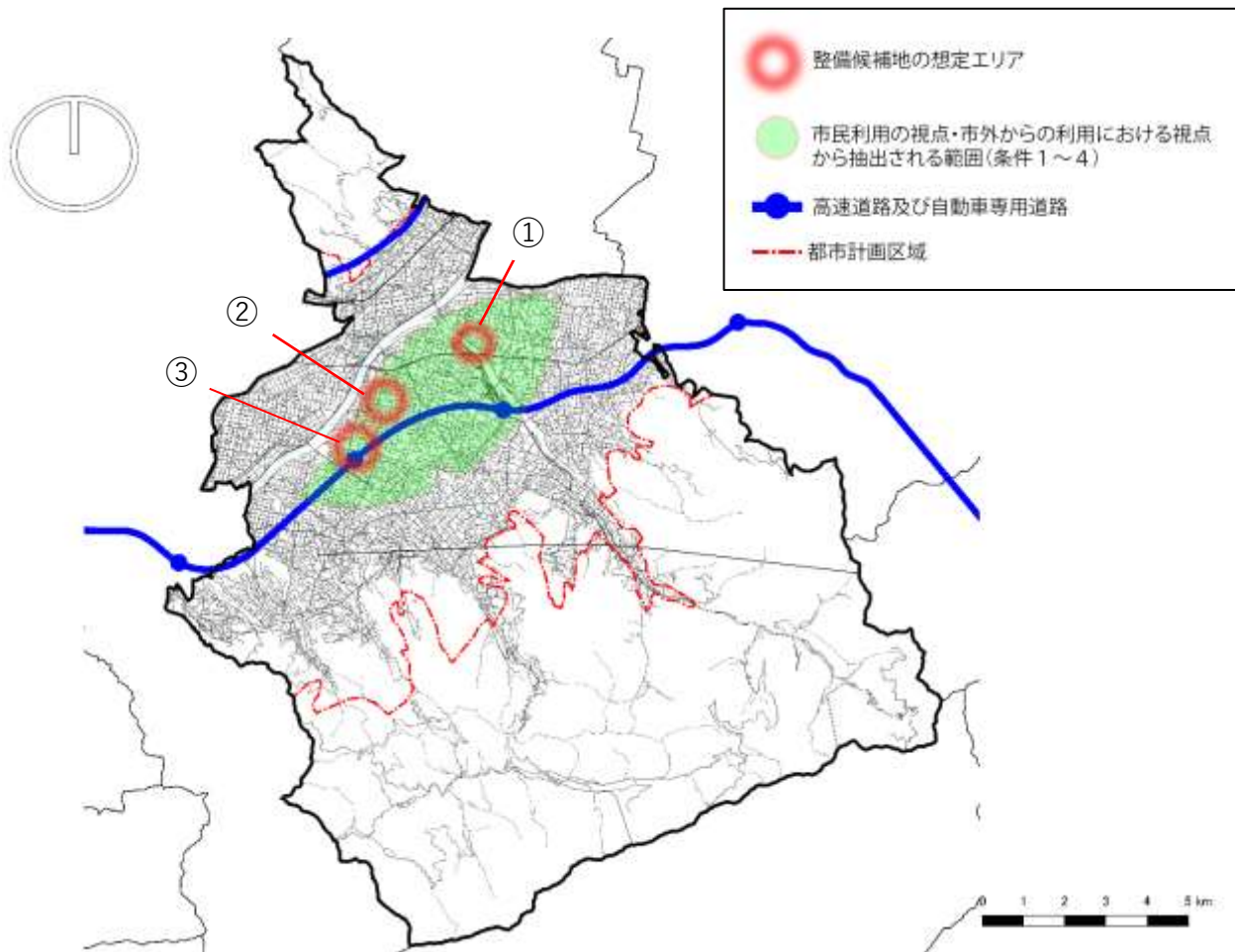
選定の手順は、次のフロー図のとおりとする。



8-3 整備候補地の想定エリアの抽出

条件1～5の抽出結果を踏まえ、本施設の整備候補地に求められる面積を有する一団の土地が存在するエリアとして、次の3か所を整備候補地の想定エリアとする。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①：金川の森北西部周辺エリア | ②：みさかの湯周辺エリア |
| ③：笛吹八代スマートIC周辺エリア | |



8-4 整備候補地として望ましいエリアの選定

(1) 選定に向けた評価の考え方

整備候補地として望ましいエリアの選定に当たっては、14 項目の評価指標を設定し、重要度の高い評価指標の配点を高くする中で、評価結果を点数化する。また、評価指標ごとに3か所の想定エリアを、◎、○、△の3段階で評価することとし、評価に応じた係数を設ける。

評価指標ごとの配点に、3段階評価による係数を乗じて、評価指標ごとの得点を算出した上で、14 項目の評価指標の合計得点が最も高い想定エリアを、整備候補地として望ましいエリアとして選定する。

(2) 整備候補地として望ましいエリアの選定

想定エリアの評価を得点化した結果、「②みさかの湯周辺エリア」、「①金川の森北西部周辺エリア」、「③笛吹八代スマート IC 周辺エリア」の順で評価が高かったことから、整備候補地として望ましいエリアは「②みさかの湯周辺エリア」とする。

今後、整備に向けた検討の妨げとなる要因や障壁が見つかり、「②みさかの湯周辺エリア」以外の場所を整備候補地として検討する必要がある場合には、「①金川の森北西部周辺エリア」、「③笛吹八代スマート IC 周辺エリア」を、整備候補地として検討する。

■整備候補地の想定エリアの評価

係数 ◎ : 1.00 ○ : 0.75 △ : 0.50

		評価指標	配点	①金川の森北西部 周辺エリア		②みさかの湯周辺 エリア		③笛吹八代スマー トIC周辺エリア		
利用し やすさ	1	自動車でのアクセ ス	10	◎	10	◎	10	○	7.5	
	2	市内中学校からの 距離	10	○	7.5	◎	10	○	7.5	
	3	高速道路のICから のアクセス	5	○	3.75	○	3.75	◎	5	
	4	駅からのアクセス	5	◎	5	○	3.75	△	2.5	
	5	周辺バス路線の充 実	5	○	3.75	△	2.5	◎	5	
	6	周辺商業施設の充 実	5	◎	5	◎	5	○	3.75	
スポー ツ・リ ズム への 寄与	7	宿泊先からのアクセ ス	10	◎	10	○	7.5	△	5	
	8	観光振興に寄与す る施設との近接性	5	○	3.75	○	3.75	○	3.75	
財政負 担の軽 減	9	土地の傾斜	5	○	3.75	○	3.75	○	3.75	
	10	既存イン フラの活 用	上水道	10	△	5	◎	10	◎	10
	11		下水道	10	△	5	◎	10	○	7.5
法律等 による 施設整 備の影 響など	12	農振農用地区域の 除外	10	◎	10	○	7.5	◎	10	
	13	埋蔵文化財包蔵地 の状況	5	△	2.5	○	3.75	△	2.5	
	14	周辺環境への影響 (光害、騒音等)	5	○	3.75	○	3.75	○	3.75	
合計(100点満点)				78.75		85		77.5		

9 概算事業費の算出

整備費及び維持管理費は、整備候補地がまだ決まっていない上、コートやクラブハウスなどの整備内容が確定していないことから、他の自治体で、近年整備された類似施設を参考に試算した。

概算事業費は現時点での想定とし、具体的な整備候補地の決定などを踏まえ、今後、精査する。

9-1 施設整備費

施設整備費については、次の表のとおり、約 14 億円 7 千万円と試算した（試算には、基本計画、設計、用地取得、修景・植栽にかかる費用は含まない）。

他の自治体における類似施設の施設整備費においても、整備費は 15～16 億円程度となっており、今後、具体的な整備候補地が決定した場合のおおよその基準となると考える。

■施設整備費（消費税含む）

区分	金額（千円）	備考
多目的芝生グラウンド	1,100,000	排水、給水、囲障工事を含む
クラブハウス（倉庫含む）	90,000	400㎡規模のクラブハウスを想定
ジョギングコース	19,000	コート2面分の外周を想定
駐車場	31,000	普通車300台、大型バス6台を想定
夜間照明設備	160,000	—
付帯施設等	62,000	小規模スタンド、ベンチ等の設置、ゴールやスコアボード、フラッグ等の備品を想定
土地造成	10,000	土砂の運搬や残土処分等がほとんどないものとして想定
合計	1,472,000	—

9-2 維持管理費

施設の維持管理費については、他の自治体における類似施設などの維持管理費を参考にすると、年間2,000～3,000万円程度と見込まれる。

ただし、参考としたいずれの施設も敷地面積、コート構成などが異なるため、今後、本市で整備する施設の具体的な内容が決定した場合のおおよその基準として捉える。

■維持管理費

区分	金額（千円）
人件費	7,700
燃料費	200
光熱水費	3,400
委託費	2,000
その他	5,200
諸経費	1,500
小計	20,000
消費税	2,000
合計	22,000

10 交付金、補助金等について

活用できる可能性のある補助制度等

- ・多目的芝生グラウンドの整備に当たっては、国の交付金や補助金等を活用して整備し、財政負担の軽減を図ることが必要である。
- ・実際に活用する交付金、補助金等については、基本設計等の段階で具体的な検討を行う。

■活用できる可能性のある補助制度等

所管	名称		概要	主な補助要件	補助率
国土交通省	社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金事業 (都市公園・緑地等事業)	地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、社会資本の整備などを総合的に支援する交付金。	・都市公園の整備 ・面積が原則2ha以上 ・総事業費2.5億円以上等	施設整備:1/2 用地取得:1/3
		防災・安全交付金事業 (都市公園・緑地等事業)		・災害発生時において避難地や防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備等	施設整備:1/2 用地取得:1/3
文部科学省	学校施設環境改善交付金(地域屋外スポーツセンター新改築事業)		一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築を支援する交付金。	・照明施設及びクラブハウスを備えている ・グラウンド面積が5,000㎡以上等	1/3
独立行政法人日本スポーツ振興センター	スポーツ振興くじ助成	グラウンド芝生化事業(人工芝生化新設事業)	土や砂のグラウンドを新たに芝生化する事業に対して支援する助成金。(芝生グラウンドの新設も対象)	・グラウンド面積が4,000㎡以上 ・年間を通じた地域の運動・スポーツ活動を目的とする利用計画を有している等	4/5 限度額 4,800万円
		スポーツ施設等整備事業	地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の新築等に対して支援する助成金。(付帯設備、夜間照明施設、防球フェンス等の設置などの整備も対象)	・助成対象経費の合計が1,000万円以上等	2/3 限度額 2,000万円

所管	名称	概要	主な補助要件	補助率
林野庁	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	森林の整備・保全の推進、林業の持続的な発展などに向けて、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、木質化を支援する交付金。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設の面積が300㎡以上 ・主要な部分に用いる製材品は、原則JAS製材品を使用等 	建築工事費の15%以内
内閣府	地方創生拠点整備交付金	地方創生につながる先導的な施設整備等を支援する交付金。	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少の克服等を目的に策定する地方版総合戦略に位置付けられた事業 ・地方公共団体の自主的、主体的な事業等 	1/2 限度額約5億円
	ふるさと納税	生まれ故郷や応援したい自治体に寄附できる制度。寄附金は、自治体の判断で自由に使うこともできる。	—	—
	ガバメントクラウドファンディング	自治体が行うクラウドファンディング。インターネットで市の取組等を発信し、その取組に賛同した人から寄附を募る手法。	—	—

11 民間活力（PPP/PFI）の活用について

11-1 民間活力（PPP/PFI）の手法の整理

PPP（Public-Private Partnerships の略）は、公民連携、官民連携と訳され、公共サービスの質を向上させることを目的に、業務委託、指定管理、PFI 等により、行政と民間が協力して、公共事業などを行うことをいう。

公共施設の整備、維持管理、運営に当たっては、これらを行政が行う従来の手法のほか、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う PFI（Private Finance Initiative の略）手法も考えられる。

施設整備や維持管理、運営の内容などが具体化された段階で、各手法のメリット・デメリット等を踏まえ、本施設の整備や維持管理等に適切な手法の検討を行なう。

■手法別のメリット・デメリット

区分	整備		維持管理・運営	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
①公設公営方式	行政主体で事業進行が可能のため、市民の意向を反映しやすい。設計、施工を分割して発注するため地元事業者が参加しやすい。	施設整備における事業者提案の自由度が低い。業務は個別に発注するため、都度、発注の手間がかかる。財政負担の平準化が困難。	運営面で行政に主導権がある。	民間ノウハウの発揮の余地が小さい。
②公設民営方式			運営面で事業者提案の自由度がある。運営面で職員の負担軽減が図られる。	行政にノウハウが蓄積されないおそれがある。
③BT 方式 維持管理、運営は一括発注に含まない。 施工後に施設の所有権を移転。	施設整備における事業者提案の余地がある。設計、施工の一括発注によるコスト削減の可能性もある。	事業者決定後は、市民意向の反映が難しい。事業者は企画提案書の作成等に手間がかかる。	運営面で行政に主導権がある。	民間ノウハウの発揮の余地が小さい。
④BTO 方式 維持管理、運営を含め、一括発注。 施工後に施設の所有権を、民間事業者から行政に移転。		事業者決定後は、市民意向の反映が難しい。事業者は企画提案書の作成等に手間がかかる。契約が長期間となるため、契約内容によっては地元事業者が参加しにくい。	維持管理、運営等を含めた、長期的な視点で事業者提案の可能性はある。維持管理、運営等を含めた、コスト削減の可能性はある。割賦払いによる財政負担の平準化の可能性はある。	契約の長期化によるサービスの硬直化が懸念される。行政の意向を柔軟に反映されにくくなる。
⑤BOT 方式 維持管理、運営を含め、一括発注。 事業（契約）期間終了後に施設の所有権を、民間事業者から行政に移転。				

12 想定する事業スケジュール

施設整備については、基本計画策定後、基本設計、実施設計、法令に基づく関係機関との協議、用地取得などを経て、工事着手となる。

各段階で要する期間は、基本設計及び実施設計に18～24か月、法令に基づく関係機関との協議に12～18か月、用地取得に12～15か月、工事期間に18～24か月が見込まれる。

各段階の実施時期などを示す事業スケジュールについては、具体的な整備候補地の決定を踏まえた基本計画において示すこととする。